

—第16回 障害者差別をなくすための研究会議事概要—

(座長)

ご苦労様です。まだいらしてない方もいるが、そろそろ定刻を過ぎたので始める。前回、会社の用事がどうしても抜けられず欠席して申し訳ない。今回は各条項のイメージのうち、各論について議論したい。

議事に入る前に事務局から配布資料の確認と、出席している県庁内各課の照会をお願いします。

(事務局:小森)

(資料確認と出席課の確認)

(佐藤副座長)

議事に入る前にミニタウンミーティングに関する報告と、中間報告に関するパブリックコメントの説明をお願いしたい。

(事務局:小森)

ミニタウンミーティングの報告は、時間の関係で、当日出た意見等の内容は、資料をご覧いただいて今後の審議の参考としていただきたい。なお、今後の開催日程は、別紙資料「ミニタウンミーティング一覧」のとおり。

また、中間報告書に関するパブリックコメントについて別紙のとおりご意見をいただいた。時間の関係もあり、詳細な内容についてはご説明できないが、今後の審議の参考としていただければと思う。

(野沢座長)

森委員から香取ミニタウンミーティングの説明をしたいとのことなので、どうぞ。

(森委員)

忙しいところ失礼する。何カ所か訂正がある。まずミニタウンミーティング一覧の主催団体のところは、香取地域福祉フォーラムに訂正。「手を取り合って暮らしていこう」の中では、一部言葉を修正するところがある。知事の言葉として、「禁止する」ではなく、「なくすための」に訂正します。

経過報告の資料は、私が研究会委員でもあり、香取地域福祉フォーラムのメンバーでもあるので、後ほどお読みいただきたい。平日に開催するに当たって、座長、両副座長、塩野谷委員、横山委員はじめ、多くの方に手伝っていただき感謝したい。

高校生も8名手伝ってくださった。地域の情報紙にも事前告知として掲載される。また、千葉日報に毎週木曜に掲載されるイベント情報にも、告知を載せていただけることになった。また、チラシも手撒きして、障害のある方にも無い方にも広く呼びかけている。

(野沢座長)

他のミニタウンミーティングも開催のお知らせを頂いているが、残念だが時間の関係で割愛したい。

では、前回に引き続き、事務局で各論の論点と各条項のイメージをまとめてもらったので、それに沿って、議論を行っていききたい。まず「福祉」から「労働」にかけて説明をいただきたい。

(事務局:小森)

<資料2の説明>

3p、合理的配慮は、個別に全ての場面で網羅するのが困難である、ということから包括的な規定にした。

福祉についての論点

1. 代表的な差別に当たると思われる事例

- 障害児の母は働かないで子の面倒を見るべきとして保育所への入所を拒否された。
- 重度障害で発作があるとしてショートステイの利用を拒否された。

2. 法制上の論点

- 措置制度など、行政機関の権限として入所を決定する仕組み(児童福祉法等)が存在している点をどのように考えるべきか。
- 支援費制度では、契約方式により本人の意向を尊重することが前提となっているが、実態はどうか。

3. 参考例

- みやぎ連絡協議会案 第5条
 - 一 本人の意に反して、施設生活を強いること。
 - 二 自立生活において介助者の選択・利用を制限すること。
- 東弁護士案 第3条(抄)
 - 2 地域生活に関する差別
 - 何人も、地域生活に関し、障害を理由とする次に掲げる差別を受けない。
 - (1) 本人の意に反して施設生活を強いること。(以下略)
- DPI案 一 地域生活(抄)
 - 2 地域生活に関する差別禁止
 - 障害をもつ人の、地域生活に関する差別とは次に掲げるものの他、障害をもたない人と異なる扱いを受けた場合をいい、これを禁止する。
 - (1) 本人の意に反した施設生活を強いられること。(以下略)

[福祉分野のイメージ]

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として以下のような差別をしてはならない
 - 本人の意に反して、施設生活を強制すること
 - 福祉サービスの提供を拒否し若しくは制限し、又は他の人と異なる条件を課すなど不利に扱うこと

医療についての論点

1. 代表的な差別に当たると思われる事例

- 精神科に通院して受診できるような状態になってからと外科手術を拒否された。
- 精神科の通院について、付添い人の同行を強制された。

2. 法制上の論点

- 精神科医療における措置入院や隔離等のように、法律上認められた行動の自由制限をどのように考えるべきか。(精神保健福祉法29条など)

3. 参考例

- みやぎ連絡協議会案 第5条
何人も、障害のある人に対し、次に掲げるような差別行為をしてはならない。
八 医療において受診の機会を妨げ、サービスに格差を設けること。
- 東弁護士案 第10条(抄)
何人も、医療等に関し、次に掲げる差別を受けない。
(1) 障害を理由に、医療等の提供を制限若しくは拒否すること。
(2) 法律による場合を除いて、自ら望まない医療を強要すること若しくは隔離を強制すること。
- DPI案 八 医療(抄)
2 医療等に関する差別禁止
障害をもつ人に対する医療等に関する差別とは次に掲げる場合をいい、これを禁止する。
(1) 障害をもつ人の存在を否定したり、その個人としての尊厳を傷つけるような不当な医療行為を行うこと。または、医療の名のもとに強制的に隔離的な環境に閉じ込めること。

〔医療分野のイメージ〕

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として以下のような差別をしてはならない
 - 医療の提供を拒否し若しくは制限し、又は他の人と異なる条件を課すなど不利に扱うこと
 - 法律による場合を除いて、障害のある人本人が望まない医療を強要し又は隔離を強いること

その他のサービス提供についての論点

1. 代表的な差別に当たると思われる事例

- レストランに障害者5名と引率者2名で入店しようとする「障害者の方はちょっと」といわれ入店を拒否された。
 - バスツアーへ申し込んだところ、障害者は付き添いがあってもだめだと言われた。
2. 法制上の論点
- 契約自由の原則との関係をどのように考えるべきか。
3. 参考例
- みやぎ連絡協議会案 第5条
何人も、障害のある人に対し、次に掲げるような差別行為をしてはならない。
六 行政や接客等サービスの利用を制限し、拒否すること。
 - 東弁護士案 第6条(抄)
何人も、サービスの提供に関し、次に掲げる差別を受けない。
(1) 障害を理由として、サービスの利用を制限若しくは拒否すること。
(2) 業としてサービスを提供する者又は公的機関がサービス提供をするに当たって必要な配慮をしないこと。
 - DPI案 四 利用(抄)
2 利用に関する差別禁止
障害をもつ人の利用に関する差別とは、利用者の特定、不特定、多数、少数を問わず、障害をもたない人と異なる取り扱いを受けた場合をいい、これを禁止する。
利用に関する異なる取扱いとは、次のことをいう。
(1) 障害があることを理由にして、利用を制限もしくは拒否されること。
(2) 障害があることを理由にして、障害をもつ人が望まない特別な利用手段を提供されること。および、それに付随した様々な経験を制限されること。
(3) 障害があることを理由にして、サービスやプログラムを利用する機会を制限・拒否されること。および、それに付随した様々な経験を制限されること。

[その他のサービス提供分野のイメージ]

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として以下のような差別をしてはならない
 - 商品及び役務の提供を拒否し若しくは制限し、又は他の人と異なる条件を課すなど不利に扱うこと

労働についての論点

1. 代表的な差別に当たると思われる事例
- 大手企業で、入社面接で障害を理由に嘱託扱いにされ、10年以上就業するも未だに嘱託のまま、給料やボーナスも少ない。
 - うつ病の薬を飲んでいるといっただけで解雇された。
2. 法制上の論点
- 各種の資格・免許制度における欠格条項や、最低賃金の適用除外など、障害のあることによる各種の法令上の規制との整合性をどのように図るべきか。

- 労働契約締結の自由(労働基準法など)との関係をどのように考えるべきか。また、また、就業能力と障害の状況との密接な関連をどのように考えるべきか。(ADAにおける「適格障害者」「本質的職務」の考え方などを参照)
- 法定雇用率制度と積極的優遇措置(いわゆるアファーマティブ・アクション)との関係をどのように考えるべきか。

3. 参考例

- みやぎ連絡協議会案 第5条
何人も、障害のある人に対し、次に掲げるような差別行為をしてはならない。
九 雇用・解雇・賃金、労働条件において不利に扱うこと。
- 東弁護士案 第9条(抄)
何人も、就労に関し、次に掲げる差別を受けない。
 - (1) 障害を理由として、採用、労働条件、解雇等において、不利益な取扱いをすること。
 - (2) 就労を困難ならしめている障壁を除去するために必要な配慮をしないこと。
- DPI案 七 就労(抄)
2 就労に関する差別禁止
障害をもつ人に対する就労に関する差別とは次に掲げる場合をいい、これを禁止する。
 - (1) 障害を理由に採用を拒否、または解雇すること。
 - (2) 採用、賃金、昇進等の労働条件あるいは労働環境において、障害を理由に不利益な取り扱いをすること。
 - (3) 障害をもつ人が就労する上で障壁となっている、欠格条項や最低賃金適用除外など、法制度上、障害を理由とした差別的な条項を放置すること。

[労働分野のイメージ]

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として以下のような差別をしてはならない
 - 労働者の募集及び採用の過程において、不利益な取扱いをすること
 - 賃金・労働時間等の労働条件や、昇進・異動・研修及び福利厚生などについて、不利益な取扱いをすること
 - 解雇すること

(野沢座長)

はい、ありがとうございます。これだけの時間でどれだけ議論できるか不安だが、ご意見をいただきたい。

(堀口委員)

医療分野の論点でもう一つ。

医師法における応諾義務。障害を理由として拒んだ場合、医師法と条例のどちらが優先するのか。

福祉の分野で本人の同意をどのように盛り込むかが難しい。研究・調査などでもあるが、

臓器移植法などのように、年齢によって本人の同意があっても無効な例や、インフォームド・アセットというようなケースもある。

(野沢座長)

医師法では治療を拒んだときにどちらが優先するのか、どなたか分かる方は。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

精神障害の社会的入院についての記述がない。何とか盛り込むよう知恵を借りたい。

(野沢座長)

社会的入院についての記述は、～に含まれてくるのではないか。

確認しておきたいが、条文になるイメージは、右側の部分。左側は直接出てこないが、運用や解釈の際にどうなるかに関わる議論。

(竹林課長)

前回、欠席した委員の方が多かったので、改めてこの資料の性質の説明をしたい。

中間報告の内容をふまえ、また、「条例の制定は法律の範囲内」とはいつても、具体的にどんな法律に関わるかが分からないので、分かる範囲で論点を示した。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

5つ意見がある。

1つ。4p(福祉)の～。とてもいいことだと思う。「障害を理由として」の他に、「制度を理由として」を付け加えたい。市だけの制度では十分ではないということもある。本人の都合、障害というよりは、行政の措置的な都合で制限があることも事実上ある。

2つ。7p(医療)、障害者には様々な支援が必要。医療の現場で必要に応じて支援を求める。支援に対して積極的ではないということに対して、障害者だから、ということではなく、いろいろな支援に乗り気でない場面的な事を書き加えたい。

3つ。10p(労働)で、DPI案では「障害を理由に」、とある。11pの○では、どこからどこまでの範囲か、ということを確認したい。例えば、雇った後も手話通訳が研修に必要な場合もある。私の職場でも、採用されるとき、「自分の力で働けるのか」と言われたので「はい」と応えた。しかし、「手話通訳をつけてくれ」と言うと、人事課に「採用時に“自力でできる”と言っただろう」と言われる。その範囲を確認したい。

(野沢座長)

まず、労働分野までで議論したい。「書き方の工夫」というが、具体的な文面がほしい。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

では、1つ目の点は、「障害に関わる制度を理由として」を追加。

2つ目は、7pの～「障害のある人本人が望まない、又は望むことについても」と変える。

(佐藤副座長)

植野委員の言いたいことは、「積極的な支援が必要、」ということだと思うが、それはどちら

かという合理的配慮の問題だと思う。一応、それは後で述べるよう分けてあるので、後でまとめて議論したほうがよいのでは。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

それならばよい。

(近藤委員)

精神障害者は中途障害である。

労働の場面で「～解雇すること」、とあるが、「環境を整えることなく」と書かないと、解雇ではなく、退職を自分から申し出ることが多くなると思う。

(野沢座長)

精神障害に限らず、「障害の特性にあった環境を整えることなく」というと、合理的配慮の話になってしまうと思うが。

(竹林課長)

まず、「不利益取扱い」と「合理的配慮」という全体が見えないと議論が拡散してしまうので、21pの合理的配慮についてみてほしい。

「障害者だからクビにするよ」というのが不利益な取扱いで、「障害にあった環境を整えないこと」が合理的配慮の欠如ということ。

各分野ごと、場面ごとには網羅しきれない。なので、各分野で分かりやすい不利益な取扱いを取り上げ、合理的配慮は最後に分野横断で設けた。「必要な配慮をしないことも差別」という認識を持って、配慮することという規定を置いた。植野委員の言ったような研修での手話通訳の話も、ここに含まれると思う。なお、植野委員の言う「障害及び障害に関わる制度」という表現は盛り込むのにふさわしくないと思う。主語が「何人も」なので。行政のみならず、民間の人は直接制度を変えられない。法律や制度に違反してまでできないこと、本人の努力でできないものがある。

植野委員が言いたいのは、個々別々の場面よりも、むしろ「制度そのものを変えていくべきだ」ということではないか。後で述べるが、分野別の協議の場を設ける仕組みを考えている。

(野沢座長)

全体を見てからならば分かると思うが、個別の場面では腑に落ちないところもあろうかと思う。

(内山委員)

木村委員の意見に賛成で、「施設生活及び社会的入院」と言う記述がほしい。施設生活というと、社会的入院が忘れられているような感じがする。外で生活できる条件がないから出られない状態が社会的入院。

(野沢座長)

医療的な必要から行動を制約することと、その必要もないのに行動を制約すること、という分け方か。

(竹林課長)

～の隔離などは特に社会的入院を意識している。

(内山委員)

退院できるが、外で生活できるすべがない、ということとはまた別では。

(佐藤副座長)

いい文言だと思うが、それはそもそも「差別」なのだろうか。措置入院などを超えて、社会的入院を取り出して、差別に当たるかどうかを書くとなると、技術的に難しいと思う。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

社会的入院というと、老人にもあるが、精神障害は特に深刻。社会的入院というのは、地域で、外来通院やクリニックで対応できるのに、退院できない状況。差別ではないのではなく、精神障害者への差別が大きいから、社会的入院という現実があるということをお願いしたい。

(鈴木教授)

今、議論しているのは、刑法みたいな厳格なルールを作ろうとしているのではない。デジタルではなくアナログな、分野レベルの条例の文言を物差しにして、会議、協議会で議論していくためのもの。条例から排除する、というのではなく、すくい上げる場の設定。あまり、白黒をいうのではなく、範囲を広げて考えるべき。

(高梨副座長)

深読みかもしれないが、分野が福祉と医療に分かれているためかもしれないが、医療施設も「施設」に含まれるのではないか。「入所施設及び入院を強制すること」としてはどうか。

(小林委員)

植野委員の言うような「法律違反をしてでも差別をしてはいけない」ということになると、特に民間ではそれは難しいので、文章は変えなくてよいと思う。

望まないことを強要することと、望むことを拒否することは、福祉の場面に限らず、医療の場面でも起こりうること。

(野沢座長)

それは～で読み込めるのではないか。

(小林委員)

それもそうだ。

(横山委員)

労働分野の例示として、うつ病の薬ではなく向精神薬のほうが正確では。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

6p(医療)の例が分かりにくい。もっと一般的な例の方がよい。

(森委員)

事務局からも説明があったように、奇数ページの条文イメージの内容を豊かにしていった方がよい。あくまで、偶数ページは例示や論点である。

鈴木教授から合理的配慮について説明があったが、文言にこだわるのではなく、「精神」というか「魂」のほうが大事。偶数ページにも全部の事例としてあげているわけではないので、本来どんな条例を作るか、という右側(奇数)ページの話をした方がよいと思う。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

鈴木先生の言うように、大事なことだが、論点に書けばよいのではないかと思う。制度だけでなく、外的環境が適しないために不利になる。親切のつもりや、意識せずに拒否する場合もある。そういう部分が盛り込めればよい。

(近藤委員)

職業訓練校などでも、差別があるので、「労働者の募集及び採用”及び訓練”」という文言を入れてはどうか。

(野沢座長)

確かに色々大事だが、他にも議論しなければならない。

社会的入院などの個別の状況については、個別の条文に盛り込むよりも、そういうことを強いられている社会の状況を変えていくことが大事。そのための仕組みが分野別の会議だと思ふ。社会的入院のような障害者の置かれている状況については前文などに記述してはどうか。

(竹林課長)

入所施設や社会的入院のことは、前文に入れる予定。

(野沢座長)

では「教育」から「情報保障」の分野まで事務局から説明を。

(事務局:小森)

<教育～情報保障>

教育についての論点

1. 代表的な差別に当たると思われる事例

- 小学校普通学級への就学意思を文書で明確に表明したにもかかわらず、市の教育委員会が養護学校適との審議結果を通知し、就学相談を迫り、養護学校への進学を強要された。
 - 通学時の保護者の付き添い・介助を入学の条件とされた。
2. 法制上の論点
- 学校教育法施行令第5条第1項第1号において、盲者等について小・中学校入学の通知対象から除外し、第2号において、特別の事情があると認める者(認定就学者)についてのみ小・中学校入学の通知をすることとしている。これらとの関係をどう考えるか。
 - 市町村(教育委員会)の固有事務である前記の入学期日の通知及び就学の認定について、都道府県条例において規制できるか。
3. 参考例
- みやぎ連絡協議会案第5条(差別行為)
何人も、障害のある人に対し、次に掲げるような差別行為をしてはならない。
一〇 教育において、本人及びその親権者の意に反して、就学先を指定すること。親権者に過度の負担を強いること。
 - 東弁護士案第8条(抄)
何人も、教育に関し、次に掲げる差別を受けない。
(1) 障害を理由として、統合的な環境での教育を受ける機会を提供しないこと。
(2) ろう学校において手話による教育をしないこと。
(3) 個別的支援のための必要な配慮をしないこと。
 - DPI案 六 教育(抄) 2 教育に関する差別禁止
障害をもつ人の教育に関する差別とは次に掲げる場合をいう。
(1) 原則として統合的な環境のもとで障害をもたない人とともに教育を受ける機会を提供しないこと。
(2) 前記(1)にかかわらず、ろう学校において手話による教育をしないこと。
(3) 必要な個別的な支援をしないこと。
(4) 障害をもつ人もしくはその代理人が希望する教育に必要な環境と支援を受けるための、十分な情報を提供しないこと。

[教育分野のイメージ]

- 何人も、障害のある人に対して、以下のような差別をしてはならない
 - 障害のある児童・生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導や必要な支援を受けられる教育の機会を、本人又は親権者の意に反して奪い又は狭めること
 - 障害を理由として、本人又は親権者が望まない教育機関への入学を強いること
 - 障害を理由として、本人又は親権者に過重な人的、物的、経済的その他の負担を課すこと

建築物・交通手段についての論点

1. 代表的な差別に当たるとされる事例

- コミュニティセンターにおいて、車いすでの立ち入りを禁止された。
 - 知的障害者がひとりでバスに乗ろうとしたら、運転手が乗るな降りろと命じた。

2. 法制上の論点

- ハートビル法・交通バリアフリー法など既存法令との関係をどう考えるか。
- 条例の対象範囲をどうするか。

3. 参考例

○ みやぎ連絡協議会案第5条

何人も、障害のある人に対し、次に掲げるような差別行為をしてはならない。
七 公共交通機関の利用を制限し、拒否すること。

○ 東弁護士案第4条(抄)

何人も、移動に関し、次に掲げる差別を受けない。

- (1) 障害を理由として、移動に関して利用を制限又は拒否すること。
- (2) 移動に関わる設備の状態により移動が制限又は拒否される場合に、その所有者又は管理者が移動を可能にするための必要な配慮をしないこと。

○ DPI案 二 移動(抄) 2 移動に関する差別禁止

障害をもつ人の移動に関する差別とは、次に掲げるものの他、障害をもたない人と異なる取扱いを受けた場合をいい、これを禁止する。

- (1) 障害をもつ人の円滑な移動、および利用を疎外、以下に掲げる事項の設計、建築、施工。
 - 道路及び歩道
 - 公共交通機関(駅舎、バスターミナル、空港、船着き場、鉄軌道、バス、タクシー、航空機、船舶等)
- (2) 障害を理由とした自由な移動、および利用の制限および拒否。
- (3) 障害を理由とした特別な移動経路、および手段の提供。

五 建物(抄) 2 建物に関する差別禁止

障害をもつ人の建物に関する差別とは、利用者の特定、不特定、多数、少数を問わず、障害をもたない人と異なる取扱いを受けた場合をいい、これを禁止する。

- (2) 障害があることを理由にして、特別な利用経路・手段を提供されること。
(以下略)

〔建築物・交通手段分野のイメージ〕

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として以下のような差別をしてはならない
 - 不特定かつ多数の利用者に開放されている建築物及び構造物等の利用を拒否し若しくは制限し、又は他の人と異なる条件を課すなど不利に扱うこと
 - 公共交通機関の利用を拒否し若しくは制限し、又は他の人と異なる条件を課すなど不利に扱うこと

不動産の取引についての論点

1. 代表的な差別に当たると思われる事例

- 聴覚障害者は、聞こえないので何かあったら困る。保護者がいないと心配などとして契約を拒否された。
- 生活ホーム用の家を探していた時、障害者が隣に越してきたら他の人が出て行ってしまおうと拒否された。

2. 法制上の論点

- 民法の定める契約自由の原則との関係をどう考えるか。
- 公営住宅の単身入居について、身体障害者は認められている。(国において単身入居可能者に知的・精神障害者も含めることを検討中)

3. 参考例

- みやぎ連絡協議会案第5条
何人も、障害のある人に対し、次に掲げるような差別行為をしてはならない。
三 不動産の取得・利用において不利に扱うこと。
- 東弁護士案第5条(抄)
何人も、建物の利用に関し、次に掲げる差別を受けない。
(1) 障害を理由として、建物の取得、賃貸、居住、利用を制限若しくは拒否すること。
(2) 業として建物の販売・賃貸を営む者若しくは業としてその仲介をする者が契約締結に当たって契約情報の伝達に必要な配慮をしないこと。
- DPI案 一 地域生活(抄) 2 地域生活に関する差別禁止
障害をもつ人の、地域生活に関する差別とは次に掲げるものの他、障害をもたない人と異なる扱いを受けた場合をいい、これを禁止する。
(2) 障害をもつことを理由に、公営、民間住宅への入居を拒否すること。(以下略)
五 建物(抄) 2 建物に関する差別禁止
障害をもつ人の建物に関する差別とは、利用者の特定、不特定、多数、少数を問わず、障害をもたない人と異なる取扱いを受けた場合をいい、これを禁止する。
(1) 障害があることを理由にして、建物の、賃貸・販売・利用・居住を制限若しくは拒否されること。(以下略)

〔不動産の取引分野のイメージ〕

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として以下のような差別をしてはならない
不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し若しくは制限し、又は他の人と異なる条件を課すなど不利に扱うこと

情報保障についての論点

1. 代表的な差別に当たると思われる事例

- ホームヘルパー講習会に手話通訳の予算がないという理由で聴覚障害者が参加できなかった。
 - 自治体の広報が電話番号のみの記載で聴覚障害者が照会できなかった。
 - 講演会で手話通訳しか配置されず要約筆記の配置を要求したところ拒否された。
2. 法制上の論点
- そもそも情報を提供するかしないか、また、どのような内容のものを提供するかは提供者の自由であることとの関係をどうするか。
 - 条例の対象範囲をどう考えるか。(例えば、公的機関若しくは営業に関して不特定の者に接触し、又は情報を提供する者とするかなど)
3. 参考例
- 東弁護士案第7条(抄)
何人も、情報とコミュニケーションに関し、次に掲げる差別を受けない。
 - (1) 障害を理由として、情報の利用、享受、表現に関し、本人が選択する手段の使用を制限若しくは拒否すること。
 - (2) 公的機関若しくは営業に関して不特定の者に接触し、又は情報を提供する者が、障害をもつ人の選択するコミュニケーション手段若しくは代替的手段を提供しないなどの必要な配慮をしないこと。
 - DPI案 五 情報とコミュニケーション(抄)
情報とコミュニケーションに関する差別禁止
障害をもつ人は、自らが選択する方法により、あらゆる種類の情報を利用し、享受し、また表現する権利を持つ。この権利の実現を図るため、障害を持つ人は、国及び地方公共団体に環境整備を求める権利を有する。上記権利を障害を理由として制限されることは差別であり、禁止される。

[情報保障分野のイメージ]

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として以下のような差別をしてはならない
 - 情報の提供を拒否し若しくは制限し、又は他の人と異なる条件を課すなど不利に扱うこと
 - 障害のある人が情報を発信することを、その障害を理由として拒否し若しくは制限し、又は他の人と異なる条件を課すなど不利に扱うこと

(野沢座長)

このあたりに関しては、いろいろと議論があろうかと思うがどうだろう。

(高村委員)

教育分野の事例を担当したので言いたい。

- ~については不利益取扱いだが、文章が長い。「特別支援教育の機会を奪い、狭めることが不利益取扱い」というようにも読める。東弁護士の言うように、(1)の文言でよいと思う。

- 「強いる」という程度の問題ではない。「指定すること」が差別。形式的には親の意思で付き添っていることにされている。「強いる」ということにされると「強いていない」と学校は主張する。程度を書いてしまうと、差別ではないということになってしまう。程度の問題ではない。
- 合理的配慮の問題かと思うが、「過重な」という程度の表現は同じくなじまないと
思う。

(小林委員)

教育に関してだけ、「障害を理由として」が使われていないが、～～のみに使われている。
～の長い部分は、～～に共通して、全体にかかるものだと思う。その観点から、～の「…
親権者の意に反して」までは共通してよいのではないか。同じく、～「指定してはいけない」、
～「過重な人的、物的、経済的その他の負担を課すこと」とすればよいのでは。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

教育分野の～と～について、他の障害者はともかく、「本人及び親権者」という言い方に
違和感がある。本人と親の意思はいつも同一ではない。聾者にとっては、親に何か押しつ
けられるというイメージがあり、逆の場合がある。

分かりやすく言えば、親の都合で普通学校に行って、周囲と十分なコミュニケーションを取
ることもできず、大学ではじめて手話を習って、「今までなぜ手話を習えなかったのか」と親
を恨むケースもあることを知っていてほしい。

15pの建築物・交通など、ハードについての指摘がない。合理的配慮についてのことにな
るが、「情報バリア」の記述がない。公民館に黒板がないなど、細かいことを言えばきりがな
いが。

(野沢座長)

情報保障分野は19pになると思うのだが。

(高村委員)

教育分野の～の部分をおのまま縮めても、差別はなくなるどころか増えるだろう。～のよ
うな言い方をすると、「親が特別支援教育の機会を奪ってしまうことが差別」というような文面
になってしまう。そのように読みとれる。東弁護士の文言にしてほしい。

(野沢座長)

では(1)の文言とすると、(3)のような支援は不要になるのか。

(高村委員)

それは21pに書いてある合理的配慮で足りるのではないかと思うがどうか。

(竹林課長)

事務局では東弁護士案を参考にした。DPI案もそうだが、原則として統合教育、そして聾
学校で手話をしないこと。いずれも、(2)は統合的でない。聾学校はその代表。また、自閉
症で感覚過敏の子のように、人が大勢いるところでは落ち着けない子もいる。必ずしも統合

的な環境を全員が望んでいる訳ではないという事実がある。「望まない教育機関への入学を強いること」という文言にすれば、両方の内容がなじむのではと考えた。聾学校だけ取り出すのもおかしい。

では、学校に行ければいいのか、というと、聾学校での手話のように、個別的な支援ができない環境では適切ではない。東さんの案とDPIの案などを「望みが叶うこと」と「支援が受けられること」に分解して組み立てた。

また、小林委員から「～に“障害を理由として”がない」、という指摘があったが、障害があるから、その人のニーズに応じた支援をするわけであって、～に「障害を理由として」を入れて読むと違和感があるので分かると思う。

(山田委員)

今の部分、事務局の苦心がにじみ出ていると思うが、やはり分かりにくい。また、高村委員の心配については、あくまで「本人又は親権者」という文言があるので、大丈夫だと思う。

東弁護士の場合は、特別支援教育の方向性とさほど変わらない。齟齬はないのではないかと思うので、東弁護士の案を持ってきてはどうか。「支援をしないこと」が差別であると言いたいが、DPIの案の4つが揃っていると最善なのだが、～の取りまとめ方はかなり無理がある。「統合的な環境」を盛り込んだ上で、選択権を記述すべき。

また、分野として存在しないが、司法の場が重要。被害者になっても加害者になっても、ものすごい不利益を被る。そのことについては、情報保障に。例えば、証言台に立ったときの配慮が必要。介助なり代弁者なりを付けなければならない。情報保障に盛り込めるとよい。

(森委員)

13pの教育については、事務局の説明は共感するし、高村委員の心配も分かる。一般人にとっては「統合教育」という言葉はあまりなじみが無い。～に関しては、文面のテクニックとして工夫すればよい。「ともに学ぶ」ということは、同じ空間に居ることだけを保障するというのではないと考える。むしろ教育の機会均等ということ、教育を受ける場から考えたときに、交流できる機会が無いということが問題なのではないか。

(野沢座長)

日弁連も、東弁護士も、DPIも「統合教育」と「個別的な支援」は二本柱。～は「個別的な支援」で、～「統合教育」というように読めないだろうか。

また、われわれが作ろうとしているのは「法律」ではなく「条例」であり、自ずと学校教育法の縛りを受ける。そのあたりの限界も考えてほしい。

(鈴木教授)

正直に言って、学校教育法の壁・バリアはかなり高いと思う。しかし一步一步進むことが重要。教委は、法律があるから「動かない」し、「動けない」。長いスパンの中で、差別的な状況を解消していくのが重要ではないか。

(横山委員)

私は、障害を理由に大学を中退したので、森委員の言うように、長いとは思いますが文章上のテクニックの事だと思うが、「個別的な支援」は重要だと思う。

(佐藤副座長)

鈴木教授の補足になるが、話し合いの場を確保することがまず前提であり重要だと思う。内容的には、「親の意思により就学先を指定する」というように直接規定したら、たぶん学校教育法と衝突する。限界かなと思う。

また、山田委員のような司法の場は、国の法律、刑事訴訟法などで厳格な手続が定められている。ある程度援助ができるということになっているので、ぎりぎりの限界と思う。

(白川委員)

教育分野の～は私が読んでも分からない。前のところを「個別的な支援を受けられる教育の機会」とまとめてもよいのではないか。

(野沢座長)

その前提として一人一人の教育ニーズを捕捉することは重要だと思う。

(白川委員)

「障害のある児童・生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち」というのが、限定されている感じがする。

(竹林課長)

まさに、キーワードとなる本質は残したいが、法令審査が残っている。一言一句を変えないまま条例にすることは難しい。それは自ずと制約がある。

また、時間がなく、中間報告などから色々盛り込んだので、長くて分かりにくいことは承知している。何とか分かりやすくしたい。～～～の内容・要素を限られた時間内で議論してほしい。

(山田委員)

だいぶ賛成になってきた。分かりやすくなった。心から望む学校生活は多様なものであり、どのような場所であっても適切な支援を受けられること、そして望む場所に行けること、そして負担を課されないこと、というように整理したい。

(高村委員)

やはり分かりにくい。障害のある人だけ特別な手続をして学校を選ばなければいけない時点で差別ではないか。

また、一緒の環境にいられる、どんなに障害が重くても同じ教育環境にすることが必要。宮城県の障害児教育将来構想でも法制上全く問題ないことはおっしゃっていたので、東弁護士案やDPI案を参考としてほしい。

(野沢座長)

コンセプトを分かっていたかできないといけない。国の法律に対して、県の条例では規定できる内容に限界がある。また、宮城県の将来構想は計画であって法的な規範ではない。そもそも、～は統合教育を進めようという文言ではないと思う。

(森委員)

言葉尻を捉えるわけではないが、「特別な手続をしなければならないこと自体が差別」ということには違和感がある。何かやろうとする時に手続が発生するのは、障害のあるなしにかかわらず起こること。紋切り型の言い方ではちょっと解せない。

(高村委員)

ならば「同じ手続で入学できる」という言い方ではどうか。

(田子委員)

交通手段について、精神障害者が利用する際に、使いづらいつか、移動が制限される事があり、バリアフリーということがあるが、そういう意見が言いたい。公共機関の利用をしやすくする感じの文言を入れたい。

(野沢座長)

そろそろ定刻の8時になってしまうが、日程も押しているので先に進みたい。では、事務局から「差別の禁止(総論)」の説明を。

(事務局:小森)

<差別の禁止等>

差別の禁止等(総論)についての論点

1. 中間報告での記述(抄)

ア. 不利益取扱い

: 障害を理由として他の人と異なる取扱いをすること。

イ. 合理的配慮の欠如

: 実質的な平等を確保するために必要な配慮を欠くこと。

なお、この「合理的配慮」については、次のような議論がありました。

- ・ 何が「合理的配慮」に当たるかは個別事例ごとによって変わってくるので、法律論としては、「合理的配慮」の内容を一律に定義することは難しい。
- ・ 差別の問題を考えるに当たって、「合理的配慮」という概念そのものは「当然必要である」という国民の共通認識が必要。確かに「合理的配慮の」内容は一律で規定することになじまないかもしれないが、抽象的な内容でも良いので差別を実質的に解消するために合理的配慮が必要であることを明記すべき。

仮に具体的な規定ぶりが難しいとしても、何らかの形で合理的配慮の考え方について

触れる必要があります。

2. 法制上の論点

- 他の一般利用者と同様に守るべきルール(プールでの水泳帽の着用、映画館での静粛など)が守れない場合のサービス提供拒否が、障害を理由とした差別に該当するか。
- 「不利益取扱い」と「合理的配慮の欠如」の境界はどこか。
(例:エレベータの無い建物に入居している会社が、車いすの就業希望者の入社試験申込を拒否した場合)
- 「合理的配慮の欠如」は各分野ごとに書くべきか、包括的に書くべきか。
(包括的に書けば、あらゆる場面で参照することができるが、その分抽象性が高くなる。一方、分野ごとに規定すればそれだけ具体的になるが、「合理的配慮」の性質上、様々な場面を網羅することは困難。) ○ 「不利益取扱い」による差別同様に「合理的配慮の欠如」を差別とするべきか、あるいは「合理的配慮を行うこと」を能動的な義務とするべきか。
- 不利益取扱いを解消するための措置や合理的な配慮が過度の負担となる場合の取扱い

3. 参考例

- DPI案 2章-7 (抄)
 - 2 障害をもつ人に対する就労に関する差別とは次に掲げる場合をいい、これを禁止する。
 - (1) 障害を理由に採用を拒否、または解雇すること。(以下略)
 - 3 配慮義務
 - (1) 事業者(中略)は、障害をもつ人の(中略)、職場における最善の支援体制を整えなければならない。(以下略)

差別の禁止等

[各分野以外の場面のイメージ]

- 何人も、各分野に規定する差別の他、障害を理由として、他の人と異なった扱いによる不利益を受けない

[合理的な配慮のイメージ]

- 何人も、基本理念をふまえ、各分野に掲げるような障害を理由とする不利益取扱いのみならず、障害のある人が日常生活又は社会生活において、障害のない人と実質的に同様の制限を受けないための必要な合理的な配慮を行わないこともまた差別であるとの認識に立って、個別の事案に応じて必要な合理的な配慮を行わなければならない

[適用除外のイメージ]

- 各分野のような不利益取扱いを解消するための措置又は合理的な配慮が過度の負担になる場合及び事柄の本質上明らかにやむを得ないと認められる場合には、「福祉」

から「情報保障」までの)各分野の規定は適用しない。

(堀口委員)

差別的な取扱いを「受けない」という受け身にしたのは何故か。また、経済的な不利益についてもこれで解消できるのか。

(竹林課長)

ここだけ受け身になっているのは、単純なワープロミス。東弁護士の案を参考にしたので、主語が逆になってしまった。訂正する。

(小林委員)

「過度の負担」など適用除外の範囲を審査する機関があるのか。

(野沢座長)

それは後で委員会の役目として出てくる。一般的な意識として、大企業と家内工業のようなどころでは合理的配慮の義務の程度や内容も異なってくると思う。

では、事務局から「虐待の禁止」について説明を。

(事務局:小森)

<虐待の禁止>

虐待の禁止についての論点

1. 代表的な虐待に当たるとされる事例

○ 知的障害のある女子が、じっと座っていなかったということで担任に椅子に縛られた。

2. 法制上の論点

○ 差別と虐待の関係をどう整理するか。(差別の一分野か別個のものか)

○ 国による障害者虐待禁止法の動きとの整合性をどのように考えるか。

○ 虐待を含む場合、障害のある人に固有の虐待類型はあるか。(高齢者虐待防止法案では、児童虐待防止法の類型に加えて「財産侵害」を追加)

○ 虐待を含む場合の制裁措置はどうするか。(児童虐待防止法、高齢者虐待防止法案では、刑罰は刑法に委ねており、各法律自体には規定していない。)

3. 参考例

○ 児童虐待防止法の概要

1. 児童虐待の禁止(第3条)

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

2. 児童虐待に係る通告(第6条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

3. 通告を受けた場合の措置(第8条)

(1) 通告を受けた福祉事務所は、児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ児童相談所への送致を行うものとする。

(2) 通告又は送致を受けた児童相談所の長は、児童の安全の確認を行うよう努めるとともに必要に応じ一時保護を行うものとする。

4. 立入調査等(第9条)

知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認める時は、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

〔虐待の禁止のイメージ〕

何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない

(参照)

「虐待」の定義

- 障害のある人の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること
- 障害のある人にわいせつな行為をすること又は障害のある人をしてわいせつな行為をさせること
- 養護を必要とする障害のある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による～～又は～に掲げる行為と同様の行為の放置その他養護を著しく怠ること
- 障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他障害のある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 障害のある人の親族が当該障害のある人の財産を不当に処分することその他障害のある人から不当に財産を得ること

(内山委員)

実習生の実習先で虐待と思われる事案の報告があったが、発見義務まで行かなくても、通告の義務づけくらいはできないか。

(佐藤副座長)

私もそのくらいはほしいとは思いますが

(竹林課長)

今回、通告する義務だけ書くことはできない。市町村に義務づけられないので、全体の仕組みとして、「どこに通告するか」がわからないとシステムとして意味がない。虐待の防止に関しては、国で立法化の動きがあり、野沢座長、佐藤副座長も国の勉強会の委員をしていらっしゃるが、差別禁止法と違って、虐待禁止法の動きは国でもある。そのなかで、県で独自の制度を作るキャパシティがない。虐待については、児童の法律もできて、高齢者の法案もできたので、障害者の分野でもできると思う。

(野沢座長)

「虐待も含めて考えているんだ」という意思表示をしておくことが重要だと思う。

(佐藤副座長)

無理っぽくても何か入れられないか。

(野沢座長)

では、「理解を広げ、差別をなくすための会議」について事務局から説明を。

(事務局:小森)

<「理解を広げ、差別をなくすための会議」>

障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための会議についての論点

1. 中間報告での記述(抄)

- 従来は、差別される側 vs.差別する側という対立構図だけで差別問題は議論されがちでしたが、「すべての人が、その人の状況に応じて暮らしやすい社会を作るためにはどうすればよいか」というより豊かな問題意識からは、障害のある人もない人も互いの言いたいことを引き出しあえる形で、話し合い取り組むことを基本方針とすべきです。
- また、表面に現れた現象を直接的に禁止し抑制するのみでは問題の根本的解決に至りません。現象の背後にある原因を明らかにして、その上で、原因と現象の両方を解消する必要があります。そのためには、条例の中に、制度、行政サービスのあり方も含めた社会の仕組みそのものを変えていくことができる条項を組み込むべきです。

2. 法制上の論点

- 会議構成員の内容(県、障害のある人、支援者、事業者、有識者など)。
- 会議の組織形態をどうするか。(全体会、分科会・部会など)

3. 参考例

○ 自然再生推進法第8条

実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 自然再生全体構想を作成すること。
- 二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

(中略)

5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

[障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための会議のイメージ]

1. 構成員

- 県(各分野の担当課等)
- 障害のある人及びその支援者
- 各分野の事業者等の団体の代表者
- 障害者施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者など

2. 組織される分野

- 医療・福祉、情報保障分野
- 労働分野
- 教育分野
- サービス提供分野
- 不動産の取得・利用、建築物・交通アクセス分野

3. 事務

- 各分野における障害のある人に対する差別の実態について共通認識を醸成すること
- 当該分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすために、それぞれの立場に応じて建設的な知恵を出し合い、具体的な取組みを取りまとめること
- ～～の具体的な取組みの実施状況を確認すること
- 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための委員会との連携の下に、当該分野における差別事例の解決に努めること

4. 取組みの姿勢

構成員は、基本理念にのっとり、相協力して、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組みの推進に努めなければならない

(野沢座長)

これはどちらかというと、「個別の事例のモグラたたき」というミクロの解決だけではできないことを、マクロな制度を変えていける仕組み。関係者が合意をしながら、千葉県でこの研究会が独自に作ろうとしているもの。

(山田委員)

先にこのページを見ていて、すばらしいと思った。何が差別であるか、大まかに、かつ、しっかりと規定して、そして、ここが具体的に進める大きな仕組みになる。一緒にやってきた人が力を合わせる。全体の案としては大賛成である。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

25pの「会議」で、「組織される分野」として、入っていないのが「地域」。自治会、町内会など。もう一つは、「家族」。聾者の場合は非常にある。例えば、冠婚葬祭などの席で相手にされない、会話が分からない。家族の中での差別・排除。

(高梨副座長)

名称については、「条例の名称＋推進会議」がいいのかな、という意見がでた。

(野沢座長)

最初は「協議会」という意見があったが、社会福祉協議会などと紛らわしいので今の案になった。また、家族の扱いがどうなるか分からないが。

(山田委員)

「家族が最初の差別者」というのはよく言われることだが、変わっていきけるのでは。そのような意識変革を呼び覚ますための条例であると思う。

(小林委員)

地域の問題があったが、やはり、偏見や差別が根強い。会議が啓発を主な目的とする以上、地域社会という分野を～の分野として入れてほしい。

(西村委員)

構成員は健康福祉千葉方式を念頭に考えていることと思うが、「障害者と普段関係のないけれども、関心のある人」なども入れてはどうか。あと、県が構成員の順番の最初に来ているのはなぜか。実施主体だからか。

(野沢座長)

そういう全く第三者的な人を会議に入れるのも面白いと思う。

では、「条例の名称」について事務局から説明を。

(事務局:小森)

<名称>

条例の名称についての論点

1. 中間報告での記述(抄)

「障害」「障害者」という呼称については、特に「害」という文字に否定的な意味合いが強く、表記に差別感を感じる当事者が多くいます。この点について、障害を持った人を示す用語として定着した言葉がないのも事実であり、また、言葉だけ代えても実体が伴わなければ意味がないという議論もあるので、今後幅広い県民的議論が必要です。

2. 法制上の論点

○ 法制執務上、

・条例の名称は、条例の内容・全体構成を的確に表現するもの

・使える用語は、社会的なコンセンサスを得ており、他の法令との整合性があるものとされている。

○ 「障害」という用語を使用するか。

○ 「差別」という用語を使用するか。

○ この条例が、単に個別の差別事案を解決するだけでなく、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための会議(社会の仕組みそのものを変える)や、表彰・情報提供(頑張っている人を応援する仕組み)を内容としていることを条例の名称にどう反映させるか。

3. 参考例

○ 日弁連 「障害を理由とする差別を禁止する法律」案

○ DPI 「障害者差別禁止法」(障害をもつ人への差別を禁止し権利を保障する法律)

○ 宮城県 「障害のある人への差別を排除する条例」(一次案)

○ 「障害のある人への差別を救済する条例」(二次案)

○ みやぎ連絡協議会案 「障害のある人への差別をなくす県の条例」(案)

○ 東弁護士 障害を理由とした差別をなくすための条例案

[条例の名称のイメージ]

障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための条例

(野沢座長)

では皆さんの意見いかが。

(横山委員)

「障害のある人となない人を平等にする条例」がよいと思う。「差別」とつくと、欠格条項をなくす運動があったが、それと誤解する人も周囲にいる。

また、略して差別条例と言われて、逆に差別するような条例に思われても困る。手話の表現でも、「差別をなくす」という表現はこうする(下がっている一方の手をもう一方の手の位置まで上げ、両手を同じ高さにする動作)。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

中国語や韓国語の表記はどのようなだろうか。

(横山委員)

障害者の表記の仕方については詳しくは分からないが、中国に行ったとき、洋式トイレに「残疾人専用」とあり、その下にDISABLE ONLYと英語で書いてあったので、恐らくそういう表現なのだろう。

(野沢座長)

「差別をなくす」と「平等にする」というのは似ているけれども少し違うと思う。

(成瀬委員)

国際障害者年で「完全参加と平等」が謳われた。

ただ、有名なイギリスのDDAはDisabilities Discrimination Actであり、直訳すると「障害差別法」になってしまう。イギリス人は英語を知らないというジョーク。同じような失敗をすることになる。

しかし、一方で名称はわれわれの意思を表すものでもあるので「差別」という語が必要かもしれない。

(佐藤副座長)

今までの議論で、横山さんの「平等」という名称がいいなと思った。県民に対する印象としては、横山委員の意見の方がいいと思う。が、一方で「名は体を表す」というように、差別や虐待について中心に議論してきたので、「差別」は外せないのではないか。

(野沢座長)

正式名称には法制的な問題もあるので、正式名称とは別に“愛称”を定めてはどうか。

(森委員)

賛成。

(高梨副座長)

やはり、県民の共通理解の水準を考えると、長い名称だけでは覚えにくい。愛称を付けてみてはどうか。

(野沢座長)

名称については、あまり議論してもしかたないので、次に移りたい。

(白川委員)

ところで、指定機関ということで中核地域生活支援センターの名前が出ていたが、このことについて、中核地域生活支援センターの連絡協議会に来ていただいて、その意見を聞く機会を設けてほしい。

(野沢座長)

それはそうだ。業務内容に関わるのに、当の中核地域生活支援センターに全く断りが無いのも失礼になってしまう。

(小林委員)

少し戻るが、20pの合理的配慮について。包括的な規定のほかに、分野ごとについても必要なものは書くべきではないか。やや不親切な感じがする。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

大賛成。包括的というよりは汎用性の高い規定がほしい。

(野沢座長)

面倒だから包括的に書いているというのではなく、網の目から漏らさないために包括的に書いている。

(竹林課長)

私たちも分野ごとの記述を試みたが難しかった。全く検討しなかったわけではない。

結局、必要な合理的配慮は個別的な内容であり、100項、200項と費やしても、全て網羅できるものではない。せいぜい書いても、例えば「労働において必要な配慮をすること」という程度であろう。少しでも具体的にしようとする、車いす、精神障害、聴覚障害など、千差万別である。

(小林委員)

以前、事例で点字のメニューがあったが、合理的配慮の事例が一つあれば分かりやすいのではないかと。「一を知って十を知る」ということ。包括的な規定だけでは分からないのでは。

(野沢座長)

おっしゃる趣旨はわかるが、それは、条例ができたあと、パンフレットやガイドラインで広報していけばよいと思う。

意見がひとつおとり出たようなので、今後の進め方について事務局から説明を。

(事務局:小森)

次回の「条例以外の取組み」について、委員の皆様方から研究発表を行っていただく旨をお願いしたところ申し出があり、それぞれ発表をお願いした。なお、追加される委員の方は事務局までご連絡願いたい。資料を寄せる場合は、委員の皆様方に事前に配布する関係上、11月9日(水)までにお寄せいただきたい。

また、「議論の整理」は「条文の論点とイメージ」の修正全体版と論点とイメージに対する意見の概要を取りまとめて提示したい。

なお、「条文の論点とイメージ」及び意見の概要は、次々回に予定している市町村・関係団体ヒアリングに応募した団体等に送付し、意見発表の際の参考としていただく。

(野沢座長)

今日も時間オーバーしてしまい申し訳ありません。

現実の法律や制度などの縛りのなかで条例を考えたいうえで、できるだけいいものを作ろうと努力している。個別の事例の解決だけではなく、制度を変えていける会議もある。また、もちろん条例は大きな道具だが、いくつかの道具のうちの一つ。条例で無理なら条例の他にも様々な試みをしていくことになっている。「あの手この手で現実を変えていくんだ」という意識を共有していきたい。そのへんを理解していただけるとありがたい。

では次回は11月14日、5階の大会議室で。ありがとうございました。